

大和物語 人物考証

—大膳の大夫「きむひら」について—

迫 徹 朗

大和物語の百一段・百十二段・百十三段・百十六段註には、大膳の大夫「きむひら」の娘たち、中でも三女について、初めの恋人「備後守さねあきら」、次の恋人「兵衛の尉もろただ」との交渉、ならびに彼女の辞世の歌に関する話が記されている。「きむひら」の長女についても、「少将の御」という呼び名で、「后の宮」に仕えていたと簡単に触れているが、「きむひら」自身については、大膳の大夫であったというだけで、何氏の人か、また、いつごろの人か不明である。もちろん、先人の研究により、「きむひら」は橘公彦

であろうと言われているが、もひとつはっきりした証拠がない。そこで本稿においては、この「きむひら」なる人物をめぐって考察した結果を述べてみたい。なお、表記の都合上、「きむひら」には一応「公平」の字を宛てておく。

前述したように、公平の素姓や生没は不明なので、その娘や周囲の人物から調査してゆかなければならない。まず、公平三女の初婚の相手であった備後守「さねあきら」から始める。彼の官職は御巫本・鈴鹿本に「兵庫のかみ」、拾穂抄本に「備前のかみ」と少異があるが、「さねあきら」という名前は諸伝本に異同がない。ところ

で、「さねあきら」という名の表記であるが、拾芥抄によれば、「さね」と読まれる漢字には、真・実・信・誠・修・尚・猶・核・良・孚・子・人が、また、「あきら」と読まれる漢字には、明・章・正・信・朗・詮・昭・光・著・行・高・在・顕・郷・耀・諱があるが、一般的なのは、真・実・信・誠と明・章とであり、その組み合わせによって八通りの表記が考えられる。

しかしながら、大和物語がほぼ成立したとされている天曆五年（九五二）ごろ、備後守「さねあきら」と言っただけで、すぐにその人のイメージが浮かぶ人物としては、三十六歌仙の一人である源信明以外には考えられない。逆に源信明であれば、彼は天曆五年現在備後守であり、註また家集「信明集」に、公平三女との次のような贈答歌があるので、備後守「さねあきら」は源信明であると断じてよいであろう。なお、大和物語の諸伝本の勅物もすべて「信明」と注している。

行平が三の君をたえたるころ、女

佐つゝも此世はへなむ渡り川後の洲瀬を誰に問まし

かへし

此世をばおひも担ぎて渡してむ後は始の人を尋ねよ

右の歌に「行平」とあるのは、公平の誤写であろう。ただ、返歌を信明の作とするのには疑問がある。大和物語によれば、公平女の最初の夫は信明だから、それを知っている信明が、「始の人を尋ねよ」というはずがない。後人のさかしらによる作ではなからうか。

さて、信明は天祿元年（九七〇）に六十一歳で亡くなったから、延喜十年（九一〇）の生まれ、天曆五年現在は四十二歳、その彼が「まだ若男なりける時」というのは何歳ごろのことであろうか。別に、確証があるわけではないが、一応二十歳（九二九年）前後と解しておきたい。なお、信明は大和守橘秘樹女（尊卑分脈による）や中務（信明集による）と交渉があったことが知られる。おそらく、公平女と別れた後の妻であろう。

二

公平三女の次の恋人である「もろただ」は御巫本・鈴鹿本に「兵部の丞」、群書類従本に「兵衛の督」、為氏本に「兵衛の佐」とあるが、他の諸伝本は、すべて「兵衛の尉」となっている。この「もろただ」については今井源衛氏の詳しい考証があるので引用させていただく。

抄以下近世諸注は勅物を引いて堤中納言兼輔の四男「庶忠」とする。しかし、鎌倉中期書写の為氏本勅物には同人を「庶正」とし、尊卑分脈・大和物語鈔・松平文庫本勅物等もしかりである。古典全書は藤原師尹をこれにあてて、彼は「もろまさ」と呼ばれており（二荒山本後撰集・為相本後撰集）無理である。結局「庶正」とすべきである。その履歴は為氏本勅物によれば「天慶九年十一月右兵衛佐天曆元年叙」とあるが、他本勅物には「佐」を「尉」又は「大尉」に作り、「十月」がない。しかし尊卑分脈は「藏人・兵衛尉・

天曆元年卒」とする。「卒」か「叙」かについては、その筆写年代の古さによって、分脈よりも、むしろ為氏本勅物の「叙」とすべき、卒年は不明とすべきであろう。

右の今井氏の説によって、「もろただ」が藤原庶正であることは動かせないと思う。ところで、大和物語によれば庶正と公平三女とが結ばれたのは、信明との関係が終わった後のことであるから、おそらく天慶初年（九三八）ごろであろう。このことは、庶正の年齢、右大臣定方女との結婚、この二点からも裏付けることができる。

庶正の生まれた年は正確にはわからないが、父兼輔の生存期間は公卿補任によれば八七六年から九三三年までであり、また、大和物語百三十五段によれば、兼輔が右大臣定方女と結婚したのは内蔵助時代（九〇三—九〇七年）であるから、兼輔四男の庶正が生まれたのは延喜十年（九一〇）以後、信明と同年か、それより少し後のことと考えられる。第二に、庶正は父と同じく右大臣定方第十三女と結婚しているが、定方第九女が藤原師尹と結婚したのは承平七年（九三七）前後、従って第十女以下が一年ごとに婚いで行ったとすれば、庶正が定方女と結婚したのは天慶四年（九四一）前後と推定されるので、庶正と公平女とが結婚したのは天慶初年あたりということになるのである。

次に問題として取りあげたいのは、離婚した後、臨時の祭の舞人として出た庶正を公平女が見物し、昔を思い出して和歌を贈答し、件である。これまでの諸注釈書では、この臨時の祭が賀茂の臨時の祭か、それとも石清水のかということ論ずるのみで、臨時の祭がいつ行われたものであるかについては、ほとんど触れてないが、筆者はそれが天慶五年四月二十七日に挙行された石清水の臨時祭であ

ると考える。

まず、賀茂か石清水かの問題では冠注は山吹の歌があるからである。三月の石清水とする。しかしながら、古典全書の説のごとく、石清水の臨時の祭が三月恒例の儀となつたのは天祿二年(九七〇)以後のことであるから、その意味では冠注の説は成り立たない。それかといって、十一月下旬に行なわれる賀茂の臨時の祭には山吹は場ちがいである。従つて、庶正や公平女の在世中に石清水臨時の祭が行なわれたとなると、一度否定された石清水説も再考の余地が生ずる。その場合、特に注意すべきは、山吹という語には植物の山吹のほか、臨時祭の陪従(歌人ともいう)の意味があることである。これについて、冠注は既に「山吹はかざしの花の山吹なるべし」と注している。すなわち、「山吹につけて」の山吹は植物、

「をりうき山吹の花」の山吹は庶正が祭の使の陪従であつたとの意を含ませている。

これは蜻蛉日記に見える山吹という語に関する小山敦子氏の論文に教えられたのであるが、賀茂にせよ石清水にせよ、祭の使のうち、勅使は藤花、舞人は桜花、歌人すなわち陪従は山吹、のそれぞれの造花を冠に挿すのが例となつている。もともと、実物の花を挿して挿頭にしたのであるから、造花であっても「折る」という語を用いることに不審はない。逆に山吹を挿頭にさしたのであれば、それは舞人ではありえない。大和物語に「舞人にさされて」とあるのは誤りで、「歌人にさされて」とあるべきである。これは、この話の伝承過程において誤つたものであろう。そして、天慶五年の石清水臨時の祭の場合、庶正は歌人として出場したことが本朝世紀によつて明白なのである。とすれば、大和物語にいう臨時の祭は天慶

五年四月二十七日の石清水臨時の祭ではなからうか。もし、この説が正しければ、庶正は天慶五年よりそう遠くないころに公平女と別れ、天慶五年四月現在には独身(歌に「ひとり居りうき」とあるから)、その後まもなく定方女と結婚したと考えられる。

三

ところで、これまで公平女に関しては大和物語によつてのみ論じてきたが、後撰和歌集卷三、国歌大観番号一〇四の歌の詞書に、「あがたの井戸といふ家より藤原治方につかはしける橘公平女」として「都人きてもをらなむ蛙なくあがたのどの山吹の花」とある。従つて、もし、この橘公平女が大和物語の大膳大夫公平女と同一人であれば、公平は橘氏ということになる。しかしながら、尊卑分脈その他の系図類には、公平という名は見あたらず、その代りに参議左大弁橘広相の子に「公彦」があり、「大膳大夫」と注されているので、虚静抄以来、「ひら」は「ひこ」の誤写で、公平は橘公彦であるという説が有力視されて来た。

これに対し、大和物語、後撰集ともに「きむひら」としていること、大膳大夫ではなく宮内少輔ではあるが宇多天皇の弟の源国紀の子に公平という人物が存在することなどから、橘公彦説はいま一步の説得力に欠けるうらみがある。この点に関し、今井源衛は次のような興味深い見解を示された。

後撰集三に次の二首が並んでいる。

源 信明

103 月の面白かりける夜花を見て
あがたの井戸といふ家より藤原治方につかはしける

104 都人きてもをらなむ蛙なくあがたのどの山ぶきの花

また、同じく後撰集卷十には左の二首が並んでいる。

久しくあはざりける女に遣しける 源 信明

669 思ひきやあひみぬ事をいつよりとかぞふばかりになさむものとは

題しらず 藤原 治方

670 世の常のねをしなかねばあふ事の涙の色もことにぞありける

この四首は相互に、本来は何の關係もないはずのものである。しかし、前述の如く、一〇四の歌が大和物語の本段と、その詞書に於いてやや共通するものがあり、また、一〇三・一〇四と公平女の名が作者名として相並んでいること、さらに六六九・六七〇でも、作者として公平女が歌を送った治方の名と信明の名とが並んでいることなどを併せ考えると、偶然の一致とばかりはいえない点がありそうである。あえて臆測を述べれば、作者（正しくいえば、この説話の作者、あるいは原材料となった歌語りそのもの）は、藤原治方を源信明にすりかえて、話を作り上げたのではなからうか。また、先述の「公平女」も、これと絡んで、次のようにも考えられる。即ち、先には公平女は「公彦女」の誤かとしたのであるが、もし「公平女」を尊重すれば、他に信明と従兄妹に当る「源公平女」がありうる。

光孝天皇—源国紀—
—公平—
—公忠—信明

系図に公平の女は見えないにしても、信明と「公平女」とが結びつけられる因縁は、ないわけではない。「源」を「橋」にすりかえたと考えることは、大膳大夫という官職名の記述もあるので、たしかに難点はあるが、少くとも、右の諸点については一考を要するものがありそうである。

以上が今井氏の説であるが、後撰集における歌の排列状況から、原材料の提供者の存在に着眼し、本段説話の虚構性にまで踏みこまれたことは、極めて示唆に富んでいる。この御見解に触発されて、私見を述べてみたい。源信明と藤原治方との歌が並んでいるのは、公平女という媒介者があつたことであろう。従つてこれらの歌語りは公平女またはその周囲の者から大和物語や後撰集の編纂者に伝わったものと思われる。しかしながら、信明と關係のあつた公平女と治方と關係のあつた公平女を同一人とする見方には疑問がある。というのは、大和物語では「きむひらのむすめども」とあり、三人の娘がいたことが知られるからである。信明の相手は三女であり、治方の相手は長女か次女かのどちらかであつたと思われる。

そこで藤原治方について一言すると、彼は尊卑分脈によれば真作流の武藏守経邦の子で、妹の盛子は九条師輔と結婚し、伊尹・兼家を生んだ。また、治方の子は春宮大進遠規といい、天曆七年に頓死している。遠規の母については記載がない。続群書類従の蔵人補任残欠によると、¹²延喜十六年（九一六）から十九年（九一九）まで六位蔵人を勤め、二十年正月三十日に叙爵して遠江守に転じた。蔵人になつたのは、おそらく延喜十四・五年のことであろう。その後の動静はよくわからないが、¹³九曆によれば、少納言で承平六年（九二八）以前に死亡している。なお、治方の生まれた年は不明だが、初めて六位蔵人になつたころは、二十歳代であつたらうか。延喜十年（九一〇）生まれの信明よりも、二十歳以上年上であつたと考えてよい。また、その子の遠規についても、生まれ年はわからないが、九曆の天慶六年（九四三）六月十一日の条に六位蔵人としてその名が見えるので、延喜の終りごろの誕生と思われる。

そうなる、遠規の母が公平女であるなしかかわらず、治方と公平女とが和歌の贈答をした時期は、延長年間（九二三—九三〇）を下ることはあるまい。従って、治方の相手としては、信明や庶正の恋人であった公平三女よりも、長女・次女の方が可能性があるというわけである。資料不足のため、九曆に言う故治方後家と公平女とが同一人であるかどうか確言できないが、師輔が故少納言治方宅に方違えをしたり、故治方後家の申請を納れたりしたのは、彼女が「后の宮」、すなわち師輔の叔母穩子皇后に「少将の御」として仕えた公平長女であったからと臆測されないでもない。

四

このように、公平の娘たちと関係のあった治方・信明・庶正の年齢などがほぼ明らかになったので、公平その人の考察に進みたい。かりに信明が二十一歳の時、その相手の公平三女が十七歳であったとすれば、公平三女が生まれたのは延喜十四年（九一四）、また公平長女が生まれたのは延喜十二年（九一二）あたりとなる。そうすると、公平自身は延喜十二年に二十歳から四十歳までくらしい年齢で、その生まれた年は寛平五年（八九三）以前、貞観十五年（八七三）以後ということになる。また、大膳大夫という職は、かなり年配の者が勤めるので、かりに四十歳でなるとすると、公平は延喜十二年（九一二）から承平二年（九三二）までの間にその職についてたと考えられる。そこで、生まれた年と大膳大夫であった期間として二つの条件に該当する人物を求めた結果は、やはり橋公彦が該当した。

尊卑分脈によれば、公彦は公頼の次に記載されているから弟と考えられる。しかし、公卿補任によれば公頼は橋広相の六男であるの

に、分脈では五番目に記載されている。従って、あるいは公彦は五男かもしれない。かりに公頼と前後して生まれたとすれば、公頼は元慶元年（八七七）の生まれであるから、公彦も同様である。次に大膳大夫の問題であるが、公彦は承平七年十二月十一日現在、および天慶五年四月二十日現在大膳大夫であったから、承平のはじめから天慶の終りまであたりその職にあったわけである。

かくて、大和物語の「大膳の大夫きむひら」は、歴史上実在した人物である大膳大夫橋公彦とそのイメージがほぼ重なったわけであるが、公平がはたして橋氏であるかどうかについて、後撰集に橋公長と明記してあるものの、なお一抹の疑いが残る。そこで、大和物語の本文からも公平は橋氏と推定されることを述べてみたい。前述したように、庶正は公平女と井手の里に同棲していた時のことをなつかしんで、「もろともにるでの里こそこひしけれひとりをりうき山ぶきの花」と詠んだが、この井手の里は山城国綴喜郡にある山吹の名所で、ここには初代の橋諸兄以来、橋氏の氏長者が代々伝領し一族が住んだ邸宅があった。尊卑分脈や統群書類従の橋氏系図、あるいは公卿補任に、諸兄が「井手の左大臣」、氏が公が「後の井手の左大臣」と記載されているのはそのためである。古今集春下の有名な歌「かはづ鳴く井手の山吹散りにけり花の盛りにあはましものを」が、左注に「この歌は、ある人のいはく、橋清友が歌なり」とあるのも、おそらく真実を伝えたものであろう。ところで、氏公時代に平安遷都が行なわれ、橋氏はその本居を京に移すことになった。それが、やはり山吹で有名な「梟の井戸」、別名「井戸殿」であったと推定される。場所は拾芥抄によれば「一条北、東洞院西角」、平安京に隣接しているが、一応郊外に属する。橋氏の氏長者

およびその家族は、平常は井戸殿に住み、時に応じて井手郎を利用したわけである。従って、県の井戸と井手の里に住んだ公平女の父は当然橋氏でなければならぬ。そして、橋公彦の父広相・兄公材は尊卑分脈によれば氏長者であった。

これは蛇足であるが、後撰集の「都人來てもをらなむ」という呼びかけはちょっと気になる。平安京に接した県の井戸にいて、京に住む人を「都人」というのは変である。もちろん、隣接していても郊外だから、理窟としては成り立つ。しかし、ひょっとしたら井手の里にあった別邸も県の井戸と呼ばれたのではなからうか。両者を厳密に区別する時だけ、県の井戸、あるいは井手の里と言ったとも考えられる。当時であつては井戸も井手も同じものを指していた。

最後に、橋公平と橋公彦とはいかなる関係にあるか。古くから言われてきたように「きむひら」は「きむひこ」の誤写か、それとも公彦は公平と改名したのであろうか。この点については解決を見いだせなかったが、大膳大夫公平を大膳大夫橋公彦と同一人と見てよいことだけは一応論証できたのではなからうか。(四四・七・七)

注1 以上四つの章段の全文を次に掲げておく。本文は日本古典文学大系本によつた。

百十一段

大膳の大夫公平のむすめども、県の井戸といふ所に住みけり。おほいこは、後の宮に、少将の御といひてさぶらひけり。三にあたりけるは、備後守さねあきらまだ若男なりける時になむ、初の男にしたりける。すまざりければ、よみてやりける、

この世にはかくてもやみぬ別れ路の瀬瀬を誰にとひてわたらむ

となむありける。

百十二段

同じ女、のちに兵衛尉庶正にあひて、よみておこせる日のことになむ、

こちかせはけふひぐらしに吹くめれど雨もよにはたよにもあらじな

とよみたりける。

百十三段

兵衛の尉はなれてのち、臨時の祭の舞人にさされていきけり、この女ども物見にいでたりけり。さてかへりてよみてやりける、むかしきてなれしをすれる衣手をあなめづらしとよそに見しかな。

かくて兵衛の尉山吹につけておこせたりける、

もるともにるでの里こそこひしけれひとりをりうき山ぶきの花かくてこれは女、かよひける時に、

おほぞらもたゞならぬかな十月我のみしたにしぐるとおもへばこれもおなじ人、

百十六段

あふことのみしたくき水隠れてしづ心なくねこそなかるれ公平がむすめ死ぬとて、

ながけくもたのめけるかな世の中を袖に涙のかゝる身をもて

注2 「三十六人歌仙伝」に次の如くある。

散位従四位下源朝臣信明前右大弁
公忠男

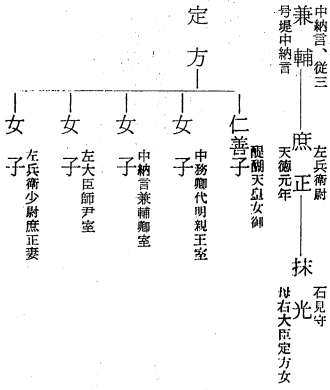
承平七年正月十六日補三藏人。父公忠朝臣辞三五位藏人二補。之。八月三日任三右衛門権少尉。同四月如レ旧為三藏人。天

慶二年二月任^三式部少丞^一。四年三月任^三大丞^一。五年三月二十
九日叙^三從五位下^一、任^三若狭守^一。天曆元年二月任^三備後守^一。
同二年正月十四日叙^三從五位上^一。同十二年十二月十五日復任。
同七年正月二十九日任^三信濃守^一。天德二年正月二十九日任^三越
後守^一。同五年六月八日叙^三正五位下^一。応和元年十月十三日任^三
陸奥守。安和元年十二月五日叙^三從四位下^一。同天祿元年卒。^大
注3 今井源衛氏「大和物語評釈・二六」(「国文学」昭和二十九
年六月号所収)

注4 大和物語百三十五段(古典文学大系本)に次の如くある。

三条の右大臣のむすめ、堤の中納言にあひはじめたまひける間
は、内蔵のすけにて内の殿上をなむしたまひける。女はあはむの
心やなかりけむ、心もゆかずなむいますかりける。男も宮つかへ
したまうければ、え常にもいませざりけるころ、女、
たきもののくゆる心はありしかどひとりはたえてねられざりけり
かへし、上ずなればよかりけめど、えきかねば書かず。

注5 尊卑分脈の必要部分のみを引用しておく。



注6 大和物語九十四段によれば、師尹が定方第九女に求婚の手續
を贈りはじめたのは承平六年(九三六)ごろ。また、百二十段に
よれば、実頼が大納言になった天慶二年(九三九)以前に結婚し
た。なお、拙稿「大和物語考証二題」(熊本女子大学学術紀要第
十三卷第一号)参照

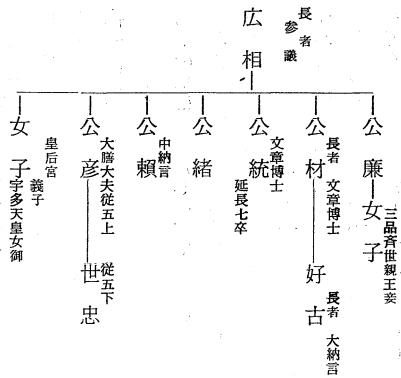
注7 日本古典全書「大和物語」の補註八四に天慶五年四月二十七
日石清水臨時の祭が行なわれたことを指摘するが、この年一回き
りで恒例の行事となっていないところから賀茂説を採用してい
る。

注8 小山敦子氏「蜻蛉日記の執筆年時について——山吹の花は赤い
か黄色いか、一語の誤解がもたらす偏差——」(「言語と文芸」昭
和三十四年七月号所収)で、蜻蛉日記の「またふるめかしき人(=
倫寧)も、例の許されぬことにて、山吹のなかにあるを」の「
山吹」が、袍の色でなく、賀茂臨時の祭の陪従が冠にさす山吹の
造花であることを、西宮記その他の有職故実書の例をあげて論証
された。

なお、小山氏は引用されなかったが、次の政事要略の記事も参
考になる。「作物所進ニ挿頭花二十三枝 藤花一枝使料。桜花十枝
使料。先給ニ料」「使一人。并舞人十人。陪従十二人。使用ニ四
物ニ令レ作レ之。」「若殿上人不レ足時。選ニ諸司帶劍五位。
人用ニ五位帶劍者一。陪従選下殿上并諸処堪レ歌者上用レ之。」「(卷
二十八)の下西賀茂臨時祭事の条)

注9 本朝世紀の天慶五年四月二十七日の条に、「又石清水被レ奉ニ
遣神財并舞人歌人等」。(中略)舞人十人。(中略)歌人十人。
(……前加賀介藤原庶正……)」とある。

注10 尊卑分脈「橘氏」



注11 今井氏前掲書

注12 「藏人補任」に次の如くある。

- 延喜十六年 藏人 散位藤治方正月二十五日任近江大掾
- 十七年 近江大掾藤治方
- 十八年 近江大掾藤治方正月任左衛門少尉
- 十九年 左衛門少尉藤治方
- 二十年 左衛門少尉藤治方正月二十日叙同日任遠江守

注13 「九曆」の承平六年十二月十六日の条に、「明日立春節也、

仍向三故少納言治方朝臣宅違レ忌、此夜雨。」また、天曆四年七月

二十八日の条に、「藏人二人（……故治方後家申）」とある。

注14 このころ「後の宮」は穩子以外にない。

注15 「北白川宮御所藏文書」（大日本史料所収）によれば延長五

年十二月二十七日現在治部少輔。政事要略卷二十八、十二月上、十一日月次祭事の条に吏部記を引いて「承平七年十二月十一日、少納言藤原俊房、大膳大夫橘朝臣公彦因レ基」。本朝世紀の天慶五年四月十五日の条に「差二替大膳大夫橘朝臣公彦」御禊并祭日可二奉仕之由、被二召仰二了」とある。
（本学教授）